

ペリー来航予告をめぐる幕府の対応について

青木 美智男

はじめに

本稿で取り上げるのは、かの有名なアメリカ海軍、東インド、支那および日本海域艦隊司令官ペリーの率いる艦隊が、1853（嘉永6）年6月3日、江戸湾内の浦賀沖に姿を現した事件についてである。

この事件について、現在もっともよく使用されている高等学校日本史教科書、山川出版社の『新詳説日本史』⁽¹⁾では、

アメリカは19世紀になると、産業革命をおし進めて中国との貿易に力をいれ、太平洋を航海する船舶や捕鯨船の寄港地として日本の開国をもとめてきた。1846（弘化3）年、まずアメリカ東インド艦隊司令官ビットルを派遣したが、幕府はその要求を拒絶した。しかし、1848年にカリフォルニアで金鉱が発見され、アメリカの西部地方が急速にひらけると、アメリカはますます日本の開国を必要とするようになった。

1853（嘉永6）年、アメリカ東インド艦隊司令官ペリーは軍艦4隻をひきいて浦賀にあらわれ、大統領の国書を提出して日本の開国をもとめた。幕府ははっきりした対策のないままペリーの強い態度におされて国書を正式にうけとり、いちおう日本を去らせたが、ペリーにつづいてロシアの使節プゥチャーチンも長崎にきて、開国を要求した。

と書かれているが、これがペリー来航に関するもっとも常識的な叙述であろう。そしてまた
あめりかの米より喰ぬ國なれど日本人はあわをくふなり

泰平の眠りをさます上喜撰（宇治の銘茶、蒸気船とかける）たつた四はい（船も盃と数える）
で夜もねむれず

などという有名な狂歌をきまって紹介して、そこから幕府や民衆が突然の黒船の来航に狼狽し、あわてふためいたと印象づけることも、いずれの教科書にも共通する一般的な叙述である。つまり私たちは、こうしてペリーが突然黒船4隻（内2隻が蒸気船）で江戸湾にあらわれ、大砲で威嚇して大統領の国書の受け取りを強要し、開国を迫った、と認識させられてきたと言ってよいだろう。

しかしその一方で、1853（嘉永6）年にペリーが日本にやってくるぞ、しかも蒸気船で、ということは、その前年長崎のオランダ商館長から幕府に予告済みであり、にもかかわらず、幕府がはっきりした対策のないままその日を待っていたというのが、意外に早くから幕末外交史研究における常識でもあった。

ではなぜ、 そうした史実が忽然と消滅し、 突然来航したかのように受け取られるようになってしまったのだろうか。本稿ではその辺の事情を紹介しながら、 実際ペリー来航の予告を受けた幕府は、 その後いかなる対応策を講じ来航を待ったのか、 ということを幕政の動向にそって具体的に追ってみることにしよう。

1. ペリー来航の予告をめぐる研究の推移

(1) 元幕臣による事実の暴露

そこでまず、 ペリー来航の予告に関する事実を紹介している著作を時代を遡って紹介することにしよう。

その点でもっとも早い事実の紹介と思われるものは、 1891（明治24）年4月から雑誌『国民之友』に掲載された福地源一郎の「幕府衰亡論」⁽²⁾ の、 以下のような記述であろう。

その後、 嘉永五〔一八五二〕年に至り、 和蘭甲比丹は風説書を幕府に差出し、「亞墨利加合衆国にてはいよいよ議院の決議を経て軍艦を出し、 使節を日本に送りて和親の条約取結びの事を望むべし。その使節の軍艦が来年を以て日本に来るへし。若し手荒なる御取扱あつては一大事」に候と云ふ旨の忠告をなしたりければ、 この和蘭甲比丹の忠告は（幕府にては荷蘭内密御忠節と称したり）長崎奉行の手より直ちに江戸に回送し、 当時の御老中阿部伊勢守〔正弘〕を初めとして、 幕府重臣一同の知れる所なりき。然らばすなはち、 嘉永六〔一八五三〕年六月に米国使節海軍中将伯爾里が軍艦を率いて渡来の事は、 幕府内閣においては寝耳に水と云うに非ず、 実にその前年よりして聞き知つたる事にぞありき、

以上のように、 福地の指摘するところによれば、 このころまではペリー突如來航説が一般に信じられていたことになる。そして福地が、 じつはオランダ風説書によって幕府はすでに前年この事実を知っていたのだ、 と初めて暴露したことになろう。

そこで、「前年に聞き得ていながら、 その用意の評議を成さざりしかは、 けだし史家の一疑問なりとす」と福地は、 阿部正弘ら幕閣の無策に疑問を投げかける。そしてその第一の要因は、 当時の長崎奉行川村対馬守（修就）が、「純然たる俗吏にて外国の事情などは素より知らず」という人物であった点にあるという。事実川村は、 大坂町奉行から転身した幕臣で、 外国情事などに疎かったことは間違ひなかろうが、 川村が長崎奉行として赴任したのは、 1855（安政2）年であって、 これは福地の思い違いである。福地がいう「甲比丹の風説・忠告に意見を加え『かように申せども外国人の言う事なれば決して引当には相成がたし。宜く御取捨あつて然るべし』と信疑相半するの意を示した」のは、 1850（嘉永3）年11月小普請奉行より長崎に赴任した牧志摩守義制⁽³⁾である。ついで第2の要因は、 長崎で外国人に接している奉行がいうことだからと、 阿部正弘ら幕閣がその意見を鵜呑みにした点にあるという。さらに、 もし「幕府諸役人の評議に掛けて騒ぎ立て、 来年に至りてその実なき時は、 閣老輕忽の譏を免かれざるにつき」と、 大騒ぎをして対策を講じたあげく来航しなかったら責任問題に発展するので、「寧ろ之を幕閣の匣中に秘し置きて諸役人に示さゞるを得策とす」と判断して公にしなかった点にあるとい

う。しかし福地は、「今日より見れば幕閣に似合わざる事に思はるれど、当時においてはさる事情あるを免れざりしものか」と、最後に批判の筆を鈍らせた。

ついで、来航予告に関する事実を紹介したのは、福地の「幕府衰亡論」と同年10月刊の木村芥舟の『三十年史』⁽⁴⁾であろう。ただし編年体の叙述の性格上木村は、

同（嘉永）五年壬子九月長崎在留之蘭人より明年米利堅軍艦來り交易を請ふへし寛にせされ
は兵端を開くべき旨を告く

と事実を紹介し、さらにオランダ商館長クルチュウスから長崎奉行宛の日蘭通商条約案全文掲載しただけで、これらへの幕府の対応も自己の見解も付していない。

その点では、山岡鉄舟が明治天皇の特命で勝海舟に編纂を依頼し、1893（明治26）年に刊行された『開国起原』⁽⁵⁾がもっとも詳細である。本書は、アメリカの日本開国への動きに関する事実について、1852年6月にクルチュウスがもたらした別段風説書から長崎奉行への書簡・日蘭通商条約案など、来航予告にかかるすべての関係文書を紹介し、それを開国への発端においている点で画期的な視点を示されたものと言ってよいだろう。その勝もまた、

案するに和蘭政府の忠告再三、この時期に新加比丹を派し、時宜によりては我が顧問に供し、
外国の請求を処弁せしめんとす。我に尽くすの情、殷摯といふべし。しかるに有司いたずらに
疑心を挟み、あるいは英國のために陰に周旋することなし。却てこれを度外に置き漫然意に留
めず。

と無策のまま日を送ったことが、来航後「にわかに狼狽、出づる処を知らず。遂に彼に恐嚇せられ、止む能わずしてその請いを許すに至る」原因であり、それはとりもなおさず、「これ海外の事情を弁ぜずして中心定見なきに坐」したことにあると指摘している。

幕府の無策ぶりを批判する点では、同年刊行の内藤耻叟編次『徳川十五代史』⁽⁶⁾はさらに手書きび
しかった。水戸藩士で海防物頭から弘道館教授を経験した内藤は、卷之十九、1852（嘉永5）年
8月の項に、『開国起原』と同様な文書類を掲載したうえ、さらに

此時又米国ヨリ、歐洲諸國ニ出セル檄文ノ如キモノヲ上レリ、其書中ニ、日本モシ我言フ所ニ
從ハズンバ、都府ヲ砲撃シ、必其志ヲ遂ル云々ノ旨ヲ記載セリ、老中之ヲ見テ、徒ニ物情ヲ駭
カサンコトヲ慮リ、深ク秘シテ、人ニ示サズ、

と風説書への対応を紹介し、続いて翌1853（嘉永6）年にもたらされた風説書を、「此時アメリカ
告牒ヲ伝ヘテ和訳スル者アリ、今之ヲコトニ抄出ス」と、要約紹介し、最後に

是等ノ文ニヨレバ、其意偏ニ和親交易ヲ求ムルニ在ヲ、其大ニ戰備ヲナス者ハ、我ヲシテ伏從
セシメンコトヲ謀ルニスギズ、若我有司ヲシテ此意旨ノアル所ヲ明知セシメハ、何ゾ此狼狽周
章ヲ用ヒンヤ、唯其事情ニ通ゼザル、大ニ擾乱ヲ致スノミ、要スルニ、當時阿部正弘以下、其
人ナキヲ以テ也、可悲哉、

と、アメリカの真意を捉え切れずに周章狼狽したのは、阿部以下幕臣らに事情に通じるような人
材がいなかったからで、なんと悲しむべきことではないか、と私見を加えている。

そして同じことを、明治政府の外交官として活躍した田辺太一もまた、1893（明治31）年刊の

『幕末外交談』⁽⁷⁾ のなかで述べている。その部分を紹介しておこう。

思うに、当時米国が使臣を送り、たとえ威嚇してまでもわが国を開く覚悟で、数隻の軍艦を派遣したことは、すでに世界各国の知悉するところであった。

そこで、これに先だって、オランダ国王〔ウイレム二世〕は、ジャガタラ総督〔ジャワ総督〕に命じ書翰をわが国に送らせて、その事情を予告し、またわが国のために謀るところがあった。ことに、在留する甲比丹〔商館長〕として、わが政府の顧問となるような人物をえらんで派遣したという事実もあったのである。これは実に、嘉永五年〔一八五二〕の五月のこと、ペリーの来航より一年前のことであった。

さらに田辺は、この間に戦備を整えるのは無理だとしても、「世界の自然のなりゆきには勝てないことを知り、通信通商を許そうというのであれば、わが国の当面する情勢を考えながら、適宜の処置を講ずるには十分間に合うだろう。まことにその通りならば、かのペリーが来ても、すでにわが方には成算」があったのに、その予告を

疑猜と怯懦のために、あたら光陰をいたずらに過ごし、浦賀海口に星条旗をかけた海域の如き軍艦の出現をみて、はじめて駭いたのは、どうしたことか。

と疑問を投げかけている。

以上、1890年代に入って続々と世に出はじめた幕末外交史関係の回顧録や幕政史の推移をたどる歴史書のなかで、はじめてペリー艦隊の来航が予告されたものだったことが暴露され、それへの幕府の無策ぶりが批判されるに至った。そしてこれらの執筆者たちは内藤をのぞいていずれも元幕臣であり、幕末維新期の内政や外交において活躍した人物ばかりである。なかでも福地や田辺の場合は、明治初期外交を背後にあって支えてきた人々であり、とくに田辺はそうであった。彼らが、この問題に強い関心を示し、あえて暴露に踏み切ったのはなぜだったのだろうか。おそらく、明治初期の外交においてもっとも困難だった条約改正交渉を振り返り、その出発にあたる日米和親条約締結への過程が話題になったとき、もしあのとき幕府が、オランダからのペリー来航の予告や日蘭通商条約案の提示に適切に対応していたなら、その後の幕府の命運や条約改正の交渉がどうなっていたか、という思いにかられたからに違いない。

（2）維新史や幕末外交史での本格的研究

以上のような『幕府衰亡論』・『開国起源』・『徳川十五代史』・『幕末外交談』などの記述は、当然その後の歴史研究に反映されることになった。

史料的には、1943（昭和18）年刊行の『幕末維新外交史料集成』第2巻「宗教門、修好門」⁽⁸⁾所収の「米使ペルリ初テ渡来以前荷蘭国ヨリ忠告一件」および「米国使節皇朝ニ渡来ノ風聞荷蘭領事忠告一件」によって、関係文書がほとんど完全な形で公開された。これは、外務省編纂の『統通信全覽』類輯之部 雜・修好門補遺・船艦門補遺⁽⁹⁾に収録されている「長崎在留蘭人西洋各国事情追々具申一件」から翻刻したものである。

また通史や概説では、1928（昭和4）年、徳富猪一郎が『近世日本国民史』「彼理来航以前の形

勢」⁽¹⁰⁾において紹介され、さらに1939（昭和14）年文部省編『維新史』第1巻、第3編第1章第4節、「米国の門戸解放要求」でも触れられるようになった。地方史では、『鹿児島県史』第3巻、第2編第2章「米国の開国交渉」⁽¹¹⁾で比較的詳しく紹介されているが、これはほかでもなく薩摩藩主島津斉彬の維新史における功績とのかかわりにおいてである。

この問題を幕末政治史のなかで正面から本格的に取り上げたのは、1943（昭和18）年刊の田保橋潔の『増訂近代日本外國関係史』⁽¹²⁾であろう。田保橋は、その第14章「合衆国政府の対日交渉」、第15章「合衆国使節派遣に関する日蘭交渉」において、来航予告にいたる米蘭関係を詳述するとともに、予告にもかかわらず幕府が、「四月・五月も過ぎ、黒船来航の懸念も漸く薄らぎ、又も和蘭甲比丹の威嚇かと愁眉を開かうとする六月三日払暁、四隻の黒船は突如城ヶ島沖に巨体を現は」までの過程を幕政史を中心に再現してみせた。

だが戦後になってこの来航予告一件は田保橋以上に解明されることはない。なぜなら、戦後の日本近代史研究の出発になった遠山茂樹『明治維新』や井上清『日本現代史』⁽¹³⁾で取り上げられなかったことに象徴されるように、研究史上それほど大きな課題とみなされなくなつたためであろう。それゆえ、多くの通史や概説、さらに史料集などには、こうした事実があったことが紹介されても、田保橋以上の叙述を越えるものはなかった⁽¹⁴⁾。

ではなぜそうなったのだろうか。それは、戦後明治維新史研究における天保の改革の位置づけをめぐる論争と深くかかわっていると考えられる。つまり、維新の出発点として天保期が、封建的危機の起点や絶対主義への傾斜論の提起によって研究の俎上にのぼり、政治過程から社会構造にいたるまで、全国的規模で実証的な分析が進展し時代像が描けるようになったにもかかわらず、それにあわせて連続する弘化・嘉永期の研究が深化したかといえば、そうはならなかつたためである。どちらかと言えば、絶対主義への傾斜論など天保期の性格をめぐる論証だけに終始し、天保の改革から開国に至る政治過程、とりわけ老中阿部正弘政権期における外圧の実態や海防問題などを抜きにして、天保の改革即開国へという研究関心が定着していき、このような研究動向が大きく災いして、しだいに歴史上重要な問題であるとの認識を薄れさせ、教科書などには突然来航したかのごとく描かれるようになってしまったと言っても過言⁽¹⁵⁾ではない。

その点で、守屋嘉美「阿部政権論」⁽¹⁶⁾にはじまる最近の新しい研究動向は、この事実を本格的に研究の俎上にあげるきっかけとなつた。とくに藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』⁽¹⁷⁾や、三谷博「開国前夜」⁽¹⁸⁾、浜屋雅軌『ペリー来航前夜』⁽¹⁹⁾などで、阿部の対外認識と異国船打払い令復活などにみられる海防政策の本質が詳細に解明されだし、ペリー来航前夜の政治動向が開国とかかわって描けるようになった意味は大きい。

そして当然のことながら、こうした研究成果は、対外関係史の研究にも即座に反映し、加藤裕三『黒船異変』⁽²⁰⁾をはじめ、最近の通史類などでは、もはや常識となりつつある。なお外交史の立場からは、本橋正⁽²¹⁾が早くからこの事実に注目し、ペリー来航前夜の幕府の動きを具体的に追っていたことをつけ加えておこう。

こうなると問題は、内藤耻叟や田辺太一が疑問視したように、老中阿部正弘ら幕閣は、オラン

ダからの予告後一年間いったいなにをしていたのかということになる。この点については近ごろ、阿部正弘の対外感覚を疑い、開明的だといわれてきた阿部政権に疑問を投げかける山口宗之の『ペリー来航前後』⁽²²⁾ のような研究や、海防強化が不可能であったこと、最悪の場合は通商要求に応じる覚悟でペリーを待ったのだという、三谷博のような見解、さらに岩下哲典の「ペリー来航予告情報の伝達と幕府の対応」⁽²³⁾ という来航予告をめぐる幕府の動きに関する詳細から、まったく無策であったわけではなく、阿部はなにがしかの政策を打ち出そうとしたという見解もあらわれている。

しかし、山口や三谷の論稿は田保橋を大きく越える本格的な分析とは言いがたいし、岩下の論稿は、来航予告をめぐる大名たちの動向もふくめた全政治過程を論じたものではない。そこで本稿では、これまで紹介してきた研究論文や関係史料を再構成しながら具体的にこの問題に迫ることにしたいと思う。

2. オランダ商館長の予告通知と幕府の対応

幕府がペリー船来航の予告を知ったのは、1852（嘉永6）年6月5日、出島に着任した新オランダ商館長ドゥンケル・クルチウスが長崎奉行に手渡した「別段風説書」38項目の一部（33, 37, 38項）からであった。それは以下のようなものであった⁽²⁴⁾。

別段風説書の内

- 一、阿蘭陀所領印度の都督千八百五十二年第四月七日（嘉永五年閏二月十八日），評決の上，日本商館のかびたん職をトンクル・キユルシユス（人名）に命じ，フレデレツキ・コルネヘリス・ロフセ（人名）と交代致させ申し候。もっともロフセ儀は，当人の願により首尾能かびたん職を免じ申し候。
- 一、新かびたん儀は，以前阿蘭陀領印度にこれあり候大裁判所の評議役にこれあり候，
- 一、ここにまた一説これあり候。北アメリカ共和政治の政府，日本国に使節を送り，日本国と通商を遂げたき由にこれあり候。
- 一、右一件，左の通にこれあり候。
- 一、右使節は共和政治のブレシテント（共和政治の司）より日本ゲイズル（帝の義）に書簡ならびに日本漂民送り越し候由にこれあり候。
- 一、右使節は，日本湊の内二，三所北アメリカ人交易のため開きたく，且つ日本の湊の内都合よき所に石炭を貯え置，カリフォルニー（地名）と唐国と蒸気船の通路に用いたく願い立て候由にこれあり候。
- 一、北アメリカ蒸気仕掛け軍船シュスクハンナ [Susquehanna]（船号）右船将アウリツキ [Aulick]（人名），コルフェット船四艘，則ちサラトカ [Saratoga]（船号）・プイモウト [Plymouth]（同上）・シントマレイス [St. Mary's]（同上）・ファンタリア [Vandalia]（同上），当時唐国海に罷りあり候。
- 一、一説には，右船の使節を江戸に差越し候命を請け候由にこれあり候。

- 一，当時の説にては、船将アウリツキ（人名）使節の任を船将ペルレ（人名）に譲り、且つ唐国海にこれあり候アメリカ海軍数艘の蒸気船、左の通り相増し候由にこれあり候。
- 一，ミスシスシツピー [Mississippi]（船号）、船司キリンネイ（人名）、但しこの船に船将ペルレ（人名）罷りあり候。
- 一，プリンセントウン [Princeton]（船号）、船司シットネイスミット [Sidney Smith]（人名）
- 一，ブリッキ船ペルシ（船号）船司ファイルファクス（人名）
- 一，兵糧運送船シユプレ [Supply]（船号）、船司アルトヒュル、シントカラル [Arthur sinclair]（人名）
- 一，風聞書には、上陸開港の用意もいたし、諸道具積入れこれあり候由に候。ただし右船々第四月下旬（当三月初旬にあたる）前には出帆成り難く、もしくは今少し延引致すべき由にこれあり候。

古かびたん

ふれでつれき・こるねへりす・ろふて

新かびたん

どんくる・きゆるしゆす

だが周知のように、クルチウスが長崎奉行に携えてきたのは風説書だけではなかった。かれは同時にオランダ国王の命によって書かれた東インド総督から長崎奉行宛の書簡を提出しようと図った。ところが奉行牧志摩守義制は、1845（弘化2）年に、開国を勧めるオランダ国王から將軍への親書に対して、「通商の國」と「通信」をするのは祖法に反するので正式な返事はできないと通告した、いわゆる「弘化度申諭」という事実に照らして、書簡の受け取りを躊躇した。しかしアメリカ使節の渡来予告という「御當國之御為至極大切之事柄故」に、クルチウスが出府してまで幕府へ訴えたいという熱意に押されて、牧は幕府へ指示を仰いだ⁽²⁵⁾。

これを受け取った幕府の海防掛は、大目付・深谷遠江守盛房、目付・戸川中務少輔安鎮、同・井戸鉄太郎弘道の連名で、老中首座阿部伊勢守正弘に対し、

アメリカ之儀ハ既に三百年已前より一国に一人頭立候者も無之、諸蛮之内より其役之者差渡置、中ニも英吉利国之勢愈強大に相成、海外諸州多半ハ服従致し候様相聞ヘ、右風説書に相見申候使節船等も英吉利国等の仕業ニも可有之哉、左候ヘハ最早不容易事柄に御座候間⁽²⁶⁾、と、これは海外諸州の大半を服従させてしまった大国イギリスの仕業かもしけないので、「風説書同様之事故、無御懸念御受取被遊候とも、敢而先年之御諭振に齟齬仕候筋にも相成間敷候」と、先年の国書受け取りとは違い、返答の必要のない「風説書」と同質のものとみなして受け取ればよいと提案し受理された。そしてその趣旨が長崎奉行に伝達された。

こうして八月末受け取った総督の書簡（「咬嚼吧都督職之者筆記和解」⁽²⁷⁾）には、通商のため来日しようとしているアメリカとは、

北アメリカ洲共和政治事ハ、欧羅巴洲中強勇之国と、其威勢異候義無御座候、右申上候軍船ハ

許多ニ而、其船或ハ蒸気仕懸、或は尋常帆前之船ニ而、右様之仕組等ニ候得は、殺罰之始末ニ及はす柔順願振仕候哉、何共難申上候、

とアメリカの国力と派遣される軍事力からみて、日本にとってきわめて憂慮すべき事態が起こる恐れがあるので、およびながら力になれる「阿蘭陀領印度大裁断所評定役相勤罷在至極実貞政事向ニ事馴」れたクルチウスを商館長として長崎に送ったから、「双方之弁利を旨」とする方向で事態を開いてはいかがかと書かれてあった。それは、日本側がこのままの威勢で対応すれば、「極而兵器之沙汰ニ及び永く血戦之患不免してハ相鎮り申間敷」と戦争状態に入り、日蘭双方にとって不利になると判断したからであった。そしてアメリカ政府の日本開国の強固な態度を知っているクルチウスは、長崎でのオランダとの会所貿易を各国に拡大するため、最惠国待遇条項を含む6条12項目にわたる日蘭通商条約案を長崎奉行へ提出した。しかしオランダ通詞西吉兵衛・森山栄之助の訳文（かひたん差出候封書和解）は、なぜか3条10項目に修正されていた。⁽²⁸⁾

この東インド総督の行動は、もともとアメリカ合衆国政府が対日使節を派遣するさいにおこなったオランダ政府に対する協力要請に応えたものだった。そしてオランダ政府は、新任商館長に鎖国政策を放棄するよう日本政府に働きかけよと指示したと合衆国政府に通告していた⁽²⁹⁾。ペリーらが最初の接触のさい、長崎回航を促す浦賀奉行所の支配組頭与力香山栄左衛門に向かって、「此度浦賀表江渡來可致義は、書面を以昨年中政府江及通達置候事ニ而」⁽³⁰⁾と、江戸湾への来航は一年前に通告済みだと答えたのは、オランダ政府から幕府に来航予告がなされていると認識していたからである。

しかし幕府は、クルチウスがもたらした「別段風聞書」や東インド総督の書簡、さらに日蘭通商条約案の内容から、それらがアメリカ合衆国政府とオランダ政府の公的接触によるたしかな情報であると読みとることができず、ことの重大さに気づかなかった。そのため阿部正弘が海防掛にそれらを下付して評議させても、10月24日になって海防掛勘定奉行石河土佐守政平・松平河内守近直・川路左衛門尉聖謨・勘定吟味役竹内清太郎保徳・都筑金三郎峯暉らが答申した結論は、長崎奉行が江戸に帰るのを待とうという悠長なものであった⁽³¹⁾。また帰府した長崎奉行牧志摩守の報告も

諸国風説書之内ニ亞墨利加國より軍艦差向可申趣相見候得とも、畢竟ハ右和蘭甲比丹貪欲之者ニ而、自然亞國より交易筋等申上ニ相成候とも、元来御免許無之御制禁之國柄故、御差許は有之間敷、左候得は、阿蘭陀へ御国地之產品沢山ニ御渡しニ相成候様仕度、右品を以和蘭ニ而引受、御国産亞墨利加江相渡、以後渡來不仕様取計可申との甲比丹存念ニ而、申立候趣之旨⁽³²⁾、とオランダ政府の真意を全く曲解したものであった。幕閣らはこの牧の報告を鵜呑みにしたうえ、「全渡來可致義ニは無之候間、其段可相心得旨被仰渡」⁽³³⁾と来航の可能性まで否定して、日蘭通商条約案の検討すらしなかった。

では幕府は、アメリカの国力に対してこの程度の認識しかなかったのだろうか。これまでのオランダからの「別段風説書」は、アメリカに関する情報をこれまで全く伝えなかったわけではない。そしてなによりも幕府は、1846（弘化3）年閏5月、浦賀においてアメリカ東インド艦隊司

令官ピットルの率いる2隻の巨艦（コロンブス号、ピンセント号）の来訪を受けている。これらの軍艦は、蒸気船ではないが、コロンブス号は全長73メートル、大砲83門、小銃800挺、水兵800人というもので、かつて来航した無防備なモリソン号などとは比較にならない巨艦であった。その時、廻船や漁船で2隻の軍艦をとりかこみ、国法により武装解除を求め拒否されたが、日本側の砲門は2艦の九分の一しかなく、米艦の大砲が火を吹けば、日本船はいずれもこっぽみじんになってしまふといわれるほどで、幕府当局は大いに肝を冷やした経験をもっていた⁽³⁴⁾。

また、世界各地の情報を満載した1850（嘉永3）年の「別段風説書」⁽³⁵⁾には、アメリカの国情が五項目にわたって紹介されていた。そのなかにはカリホルニヤでのゴールドラッシュからパナマ地峡の鉄道敷設計画のほか、すでに「北アメリカ合衆諸国と通商致し來たり彼国民の噂にてハ、日本江も交易に參候所存に有之候」とピットルの来航後再びアメリカ合衆国が通商を求めてやってくるだろうという情報が伝えられていた。

また、翌年（嘉永4）の「別段風説書」⁽³⁶⁾には、11項目にわたる最新のアメリカ関係記事が紹介されていた。以下のような内容である。

入津阿蘭陀船風説書

- 一、カルホルニーの（地名）黄金を求候為諸方の住民数千人打続其地に越申候、
 - 一、当地ニは追々諸方より人集り人民夥しく相成、右諸方よりも參り候もの何方より可渡世と相成り事ハ、相求候てハ不相叶様相成申候、
 - 一、昨年之末、「カリホルニー」ハ北アリカ合衆国一派加へ遣し、合衆国方三十番元地ニ相成候、
 - 一、此節カリホルニーに於て田畠を開き国民渡世不相叶者之用便を致し候、
 - 一、唐国帝臣下ニ禁制致され候ニは、カルホルニーに住居不相成事ニ候、
 - 一、此前の風説「ハナマ」の峠に轍路漕路を設ける所存のよしに御座候、
 - 一、其以来アメリカ合衆国「メキシコー」と取極致候にハ、「アトランフセ」海口南大海との通海便利の為「ラヒュアインハイ」（ハナマの名か）の峠に轍路を設け候よしに候、又右同様之趣意にて合衆国もエケレス国に断致し候、
 - 一、右之序無住の國地江人民植付ケ候條申極候、
 - 一、此前の風説にハ北アメリカ人日本通商之義ニ有之候処を、右之義ニ付て為確話も無之候、
 - 一、北アメリカ合衆国のフリシテント（合衆国の司なり）タイル（人名）致死去、其跡式フロップレシテント（爵名）ミルラルドビルモレオ（人名）に有之候、
 - 一、右跡式は合衆国開祖ワスヒングトン（人名）より、第三拾壱世のプレシテント（合衆国の司）に有之候、
 - 一、右ワスヒングトン（人名）像を國中に建立有之候、
- まさかこの年の、「此前の前風説にハ北アメリカ人日本通商之義ニ、有之候処を、右之義ニ付て為確話も無之候、」という来日関係の情報のみを信じてしまったわけではあるまい。このようなわけで海外情報を読んでいた幕府の役人らは、来航したペリーらを、

ペルリ提督の来訪以前にはまだ見たこともなかつた吾が鉄道や電信、銀版写真、ペキサン式大

砲、汽船等についても些か心得顔に語ることができたし、又かくて彼等は、ヨーロッパ戦争についても、アメリカの革命、ワシントン及びボナパルトについても、賢明に話を交すことができたのである⁽³⁷⁾。

と驚嘆させるほどの豊富な知識をもっていたのだった。それにもかかわらず海防掛らは、クルチウスがもたらしたペリー来航の予告、とりわけ蒸気船で江戸湾をめざし、上陸して戦闘を交える兵力を搭載して来日するやも知れないという重大な情報を、前述したように安易に判断してしまったのである。

3. 秘密主義の幕府と有志大名の動向

安易な判断の一因は、オランダ商館の情報のあいまいさにもあった。オランダ政府には、アメリカ合衆国政府からの遣日艦隊の具体的な通知をえないまま、新商館長を長崎に派遣した経緯があった。そのため、幕府の猜疑心を挑発してはならないという伝統的な外交手法とあいまって、アメリカの動静について確信できない部分は、それまでの「別段風説書」にはない、「ここにまた一説これあり候」とか「当時の説にては」などという不確かな表現が使われた。

しかし、ペリーがヴァージニアの軍港ノーフォークを出発する以前の、アメリカ艦隊のアジアでの、「北アメリカ蒸気仕掛け軍船シュスクハンナ、右船将アーリック、(中略) 唐国海にあり」などというホットニュースは、本国政府からのヨーロッパ情報では提供できない。これはバタビアの東インド総督が、東南アジア及び東アジアにおいて伝えられていたアメリカ艦隊に関する情報を意識的に収集していたことを意味している。「別段風説書」の研究者安岡昭男氏は、その情報源として、「ホンコンやシンガポール発行の新聞が大きな比重を占めていたことが窺える」とシンガポールと香港をあげている⁽³⁸⁾。もしそうだとすれば、当時のシンガポールや香港の新聞に、アメリカ艦隊の日本派遣に関する記事がしばしばに登場していたことになろう。

ちなみにバタビアにもっとも近いシンガポールで発行されていた週刊の『ストレーツタイムズ』(STRAITS TIMES, AND SINGAPORE JOURNAL OF COMMERCE)⁽³⁹⁾をめくれば、1852年3月9日号に「アメリカ艦隊」(AMERICAN SQUADRON)という見出しで、3月5日艦長オーリックの蒸気船サスケハナ号のシンガポール港に入り、続いて6日マリオン号、7日サラドガ号が入港したと報じられ、オーリックがリオデジャネイロ事件で本国へ帰国を命じられている人物であることも紹介されている。また4月6日号にはロンドンからの情報として「アメリカの日本戦略」(THE UNITED STATES DESIGNS ON JAPAN)という題の長文の記事が掲載されているように、アメリカの日本に関するかなりの情報が紹介されていて、これらを東インド総督が入手していたことは想像に難くなく、「一説これあり候」などと言っても信頼のおける情報であったと言えるだろう。それゆえペリーの率いる艦隊が浦賀にあらわれてから

蘭人兼而申通り、上官の名、船数すべて符号す、只四月と申処、六月に相成候儀而已相違せり⁽⁴⁰⁾、

などと幕臣たちが感心しても後の祭りであった。

それはともかく、この間幕府内部にあって海防掛らのあいまいな対応に危機感を抱いたのは、阿部の腹心西丸留守居役筒井政憲だった。かれは正弘に対して、「一向御手当の儀被仰出も無之候付、(中略) 厳重の御手当無之候ては不相成旨、頻に御申上に相成」⁽⁴¹⁾と度々進言した。すでに10月半ばになると、「来年アメリカ参候事は、何となく評判御座候へ共、世間ニ而は格別は不申、閣老中は余程心配之様子ニ而、辰之口(老中阿部正弘)ニ逢之節も心配之趣被申聞候」⁽⁴²⁾と薩摩藩主島津斉彬が異母弟島津久光に伝えているように、一部では話題になりだしていたのである。

そこでようやく阿部は、10月22日、当時かれが頼みとする有志政治のメンバーの一人島津斉彬にこの事実をもらし、幕府内で「未タ御評議不定」ため苦惱していることを伝えた。そしてついに11月26日「別段風説書」の一部の写しが内達され、ついで、長崎を警備する福岡藩主黒田斉溥へ⁽⁴³⁾、そしてさらに暮になってようやく「四家へ御達に相成、浦賀奉行へも同時御達有之」⁽⁴⁴⁾と江戸湾を警備する会津・彦根・川越・忍の四藩と浦賀奉行に、同じものをそのまま回達し、防備を固めよと指示した。しかし、有志大名の別格、御三家水戸藩主徳川斉昭には、どうゆうわけか直接回達しなかった⁽⁴⁵⁾。考えられることは、その際、幕府はこの事実を伝えるにあたって、

右之通風説書ニ有之候、取留候儀とは不相聞候得共、兼而風説書之儀ニ付而は被申聞候趣も有之候間、為心得相達候、尤此儀ニ付而ハ、彼是雑説等も可有之候得共、此外之儀は更ニ可相達廉も無之候間、先右之趣ハ密々為心得申達候事故、世上江流布致し候而ハ只々人気に而已相拘不可然筋ニ付、其段厚相含、御備え向之儀ハ隨分無油断被申付置候、乍然事ケ間敷用意等致し候儀は無之様可被取計候事⁽⁴⁶⁾、

と後書きをつけて念を押したように、情報の公開や大げさな警備によって世情不安を巻き起こすことを極度に警戒し、浦賀奉行所の与力などにさえ、「奉行秘し置、与力へは一切通達無之」⁽⁴⁷⁾と、あくまでも秘密主義を貫徹しようとしたことからみても、この情報を、琉球や長崎、そして江戸湾防備に直接かかわる当事者に限定することが、秘密保持にもっとも適切であると考えたからにちがいない。

しかしこれほどの重大情報ですらすでに漏れていた。じつは薩摩藩主島津斉彬は、阿部から知られるよりずっと早く、7月2日には長崎在勤の家臣大迫源七からの届書で、「別段風説書」の大要をつかんでいた⁽⁴⁸⁾。それは、

御奉行所(長崎奉行所)ニ於テモ、別而御秘密ニテ、和解書モ下稿迄モ残ラス御取揚ケニ相成、和解仕候モ御奉行所内一ト間占メ切リニテ、誰モ立入不相成候由、御奉行所并ニ御目付迄ニテ、其外ハ一切見聞ヲ許サスト申事ニ御座候、尤モ直様江戸表御老中直宛ニテ差上ケニ相成候由、右通之儀ニ者御座候得共、此内ヨリ別段御内用頼ノ者ヨリ、極々内密ニテ和解下タ書様之処ニテ差出シ申候間、直ニ写取り差上申候、

というように、薩摩藩に内通する通詞からの情報提供であった。芳即正によれば、長崎通詞のなかには、上記の史料に見られるような「御内用ノ者」と言われる薩摩藩への内通者が2,3人いたという⁽⁴⁹⁾。しかしこの「和解下タ書」は「別段風説書」そのものではなかった。それこそが、『島津斉彬文書』下巻一所収の「子和蘭風説秘書 長さきろ来ル」という斉彬自筆の上書きのある「極

密書」・「手覚書」と名づけられた二通の文書であろう⁽⁵⁰⁾。その内容は
極密書

一艘 蒸気船
一、 アメリカ船 八艘 三艘 コルフェット
四艘 不詳

右之船々、来春比北アメリカ并唐国出帆ニ而江戸近海ニ可参由、右八艘之内、四艘者唐国江
参居候由、跡四艘はアメリカカ仕出候よし、通商願之為渡来之積り、若御免無之候ハゝ、上
陸対戦之用意ニ而参候由、蒸気船石炭相用候故、日本之地江も四五ヶ所石炭貯置、諸方通路
之弁利ニ致度志願之由、且商法之義、蘭人之如き商法ニ無之、馬頭を開き諸国之船々呼集メ
候心組之よしにニ御座候、

手覚書

壱艘 蒸気船
一、 アメリカ船 内訳 三艘 コルフェット船
四艘 不詳

✓

右之船々、来丑三月頃、北アメリカ并唐国カ出帆之積、多分江戸近海ニ可参由、右八艘之内、
前桁四艘者唐国江罷在候由、跡四艘者北アメリカカ仕出し候由、右八艘乗組歩兵凡二千人程、
通商願之為渡来之積之由、尤上陸対戦之用意も仕居候由、蒸気船ニ石炭相用候故、日本之地
江も四五御ヶ所石炭貯置、諸方通路弁利ニ致度、此義も願立候含之由ニ御座候、

というものである。つまり「別段風説書」の要約であるが、蒸気船一隻を含む8隻のアメリカ船
が通商を求めて来春江戸近海に来航し、兵員は全部で2,000人ほどである、などということは、
「別段風説書」にはない。交渉が不調に終わりそうな場合は、上陸し戦争をする用意がある。また
石炭貯蔵の基地を国内に4、5ヶ所設置する、ということが記されているが、これほど「別段風
説書」がくわしくないところからみると別の情報がまじっているといえるだろう。

しかし齊彬は、万一外に漏れた場合は、「和解通辞共ハ嚴重之御咎メヲ罷蒙ルニ相違無御座」と
いう大迫源吾の警告を守ってか、この情報によって即座に動くことはなかった。そして10月に入
り、事前にこの情報を得ていた齊彬が巧みに誘いかけたのか、阿部から、「アメリカの事も、彼方
より申聞候、余程心配之様子、未タ御評議不定様子ニ申聞候、直近々可申聞候」⁽⁵¹⁾と来航予告に
ついての事実を初めて打ち明けられるのである。それは、1846(弘化3)年のフランスのインド
支那艦隊司令官セシユの琉球来航一件以来、海防問題では阿部と深いかかわりを持ってきた間
柄だったからだろう。

齊彬が動きだしたのは、「別段風説書」の一部を阿部正弘から正式に受け取ってからである。齊
彬は、それを密かに水戸藩主徳川齊昭、尾張藩主徳川慶勝へ貸与し、さらに宇和島藩主伊達宗城
にも伝えた。そしてそこから福井藩主松平慶永に伝えられていった⁽⁵²⁾。これは有志大名の間に生

まれていた情報伝達ルートを使ったものだろうが、おそらく斎彬には、当時阿部を背後から支えていた有志大名の圧力によって、情勢に鈍い幕府の海防掛らを動かし、対応に乗り出すための雰囲気を醸成しようという特別の意図があったにちがいない。

もっとも、『水戸藩史料』別記下所収の、1852（嘉永5）年10月22日斎昭宛の福井藩主松平慶永の書簡や同年11月18日の斎昭の返書の内容からみると、阿部から斎彬に流れる以前に、かれらはすでに来航予告の情報を得ていたことになる。阿部による複数のルートも考えられる。

こうした状況のなかで早速有志大名たちの間に、幕府へ対応策を進言する雰囲気が生まれた。松平慶永はこの時期を振り返って、「嘉永子年春比より、来丑年米国公使の来らんとする事、已に評判あり、又和蘭国よりも幕府へ建白せしことあり。余・伊達の如き甚だこれを患たり。阿部伊勢守等へも屢建言せし事あり」⁽⁵³⁾と述懐している。もっとも斎昭は、かつてたびたび建白したことで幕府に譴責を受けた経験から、「容易に建議せば、品により有司の一笑を取るのみ、益なきのみならず却て害に相成候事も難計」と即座に動かなかった。これに対し福岡藩主黒田齊溥は、「阿風説」とよばれる対外建築書を幕府に上申するなど、有志大名の対応はまちまちであった。⁽⁵⁴⁾

しかし齊溥の建言のように、浦賀警備の脆弱性を幕閣に認識させ、蒸気船には蒸気船をもってしか対応できないことを悟らせようとする具体性をもったものであっても、幕府はこれを無視し、公にすることもなかった⁽⁵⁵⁾。

4. 傍観主義の幕府とペリー来航

江戸湾防備のかなめ浦賀奉行所内部でも早くからこの噂は広まっていた。奉行支配組頭香山栄左衛門によれば、「嘉永五子年秋之頃ニ御座候、明丑年三月、亜墨利加国より石炭之置場借用として軍艦渡来可致趣専ら風説仕候」⁽⁵⁶⁾といわれているように、浦賀奉行への正式の通達以前に漏れていたとみてよいだろう。このことは、三浦半島の防衛にあたっていた川越藩相州詰め役人小川勇三が10月29日浦賀奉行所の同心今西最蔵より得た情報として、以下のような「風説」を上役たちに伝えていることから確認できる⁽⁵⁷⁾。それは

広東一件事済次第當七八月頃ニハ、日本浦賀江軍艦八艘ニ而渡海致し候趣、各一件急速不相済ま候ハゝ、來三四月頃渡海致候趣、何之願ニ而浦賀江渡海致候哉承り候処、日本國者唐・和蘭陀之外ハ交易不致國定之趣、交易願ニ而者閣國通行ニハ蒸氣船便利ニ有之候得共、小船ニ而石炭數日用ひ候程貯積不相成、諸國江石炭置場拵置、通行之節其場ニ而石炭積入候様致度、日本之内何れの場所ニ而壱ヶ所拝借いたし石炭貯置申度願之趣申之申候由、

というものであるが、この「風説」は、紛れもなく、「別段風説書」の一部がもれたものにほかない。そして注目すべきは、浦賀では鎖国堅持の立場からも許容ぎりぎりと思われる石炭貯蔵施設設置願いのためのみに来航するのだという噂が広まっていた点であろう。

こうした噂に対し浦賀奉行は、やっきになって「渡来はいたさず」⁽⁵⁸⁾と否定した。そして前出の長崎奉行牧の曲解証言をそのまま下役人たちに紹介し、噂の鎮静につとめたのだった。そのようなわけで、浦賀奉行所では、2、3月になって、追々時節も近づいたので警備をどうするかと

進言するものも出ても、上層部はいっさい取り上げず、「異船何程来るとも日本之鉄砲にて打放さは、直に逃帰るへし」⁽⁵⁹⁾とか、「浦賀表之義は、御府内海門咽喉之土地柄と申、外国之事務可取扱場所無御座」⁽⁶⁰⁾とつっぱねて長崎に回せばよい、などとしか考えていなかった。

この間の幕府内部の状況は、1853（嘉永6）2月2日、薩摩藩主島津斉彬から城代兼家老島津久寶宛の書簡のなかで、西丸留守居役筒井政憲からの情報として⁽⁶¹⁾

一、アメリカ之事、何も被仰出は無之候得共、浦賀御普請は専ら之よし、竹下を見させニ遣候間、委く可相分と存申候、筒井江内々承候処、いつれ商法御免は不相成訳之よし、アメリカ江御免ニ相成候得は、先年相願ヲロシヤ江も御免無之候而は不相成、彼方々參候ニ相違無之、其外英人・佛人共に先年願立候事故、是非と可申立候間、とても御免は不相成との事ニは御座候間、申つのり候うへは戦争之外無之、其ときの御手当は、とかく御威光ニ而、夷人位は其時如何様ニも可相成と申人多く候而、十分御手当無之ニは甚夕心配之旨申聞候、至極尤之事と存申候、勢州も其儀考居候様子ながら、多勢ニ言立られ、自然と延び勝ニ相成候而、万一の節は如何と、是のミ配慮之段、内咄有之候、御台場計りニ而是、たとへ打勝候而も追打不相成、第一之良策は、軍船取建ニ候得共、勘定辺異国之事実不存候もの多、御入用を厭ひ候て、御大禁を申建候故、中々行れ不申、残念至極之義と申居候、と伝えているように、何らも進展をみせなかった。つまり筒井によれば、アメリカに通商を許せばロシアや英仏にも許さなくてはならず、そんなことは出来ない。どうしてもというなら戦争以外にない。「其ときの御手当ては、とかく御威光にて、夷人位は其時如何様にも可相成と申」す意見が大半で、これでは満足な対応策も講じることができず甚だ心配な状況だが、こんなことばかり、「多勢に言立られ」て窮地に立たされた阿部は、なんとか事態の打開を試みた。しかし、結局のところ、台場（砲台）ばかり建設しても、追い打ちはできず、もっとも良策と思われる軍艦の建造を計画しても「御入用を厭い候て、御大禁を申したて」られて、なに一つ成就したものはない、というのが実態であった。

そうこうするうちに、「三月も無事に相立、四月ニ入候ても、更ニ異国船渡來可仕様子無御座、五月も無滞相立候」⁽⁶²⁾と、これまでの心配が杞憂だったような雰囲気が生まれだしたのである。

しかし、三浦半島の警備をまかされている川越藩はともかく、彦根藩の相州陣屋では、不安が高まっていた。

川越藩の相州陣屋に来航予告の情報が正式に届いたのは1853（嘉永6）年1月28日であった⁽⁶³⁾。大場由膳・長尾三曹ら重臣に対して、阿部から渡された「別段風説書」の一部の写しが示されたが、内密なものなので慎重に取り扱うよう指示されただけで、特別警護を強化すべしといふものではなかったため、以後警備に大きな動きはなかった。

これに対して彦根藩の場合は、藩主伊直弼の日光社参中にかちあつたいわゆる「蘭説之時節」が近づいてくると、「蒸気船ニ不意迅速ニ江戸海へ可乗込儀も難計」、もし萬が一「臨機応変」に対応できなければ、「御家柄ニ相拘り可申」と危機感をつのらせた。しかし防備の内実は、側役三浦十左衛門安庸の直弼への報告によれば⁽⁶⁴⁾

たとへは御武器之内、御鉄砲ハ有之候へ共、玉薬無之、玉薬之御手当は有之候へ共、鉄砲之巣中錆腐り容易に発砲も難出来、或ハ大筒ハ有之候へ共、運送可致車台杯之御道具も無之、被召連候面々出立ハ相成候へ共、陣羽織・陣笠杯之手当も無之と申類之如きハ急速ニ難相調、という状態で、「武備顯然」という「御高名之通」の家柄にしては、あまりにも御粗末であった。

しかし、沿岸警備をまかされている藩がこのような状態だったのだから、その他の諸藩もまた大同小異であった。それは薩摩藩が、4月に入って阿部からの「領分江参り候ハ、成文穩便に取計、長さき江参候様ニ、たとへ一度彼方より威し之ため大砲響かせ候とも不差構、無事之方ニ可取計旨申聞候間、心得迄申入候」⁽⁶⁵⁾ という指示に従い、非戦的対応をとったように、多くの場合そうせざるを得ない状況にあったからであった。だからペリー来航時にあわてて、

アメリカが来ても日本はツツがなし（恙なし＝筒がなし）

武具馬具屋アメリカ様とそっと言い

と人々から皮肉られ、「諸家にてにわかに鉄砲を製し、調練大混動」という事態を引き起こしたのは当然だった⁽⁶⁶⁾。

この結果アメリカ使節との最初の交渉者、浦賀奉行所の支配与力香山栄左衛門は出だしから挫折を味わうことになった。かれは長崎に回航せよと執拗に説得した。これに対しペリー側からは此度国王之書翰持參、浦賀表江渡來可致義ハ、兼而政府江及通達置候事故、政府ニ而是能々存居可申、依而是長崎江可相廻義は、以之外之事共也と殺氣相合申立候⁽⁶⁷⁾ と殺氣だって猛烈に反論され、栄左衛門は圧倒された。「渡來は不致事」と度々言われてきた栄左衛門にとっては、かれらの強硬姿勢と自分の認識のあいだには、「天地懸隔之相違」があることを思い知らされた。それに、もし事前に確実な情報が伝えられていれば、「初発より如斯行違は出来不仕」と後れをとることもなかったと、

御秘密ニ被成置候段、今更何共可申上様無御座、歎息之限りニ御座候旨申立、實ニ淺間敷事共と、於私落涙數刻ニ及び候⁽⁶⁸⁾

と幕府の秘密主義を嘆き、数刻男泣きしたほどであったが、この時から大統領の国書の受け取りは時間の問題だったのである。三日間の猶予をもって国書受け取りの返答を迫られた阿部正弘や他の幕閣は対応策に苦慮した。

そこで水戸藩の徳川斉昭に諮詢したが、具体的な解決策を得られなかった。その間ペリーは、「強力な軍艦を率いて次第に江戸に近づくという勢を見せることこそが、役人等を覚醒せしめていくことが、提督の要求により好都合な回答を与えさせることになるだろう」と江戸湾深く艦船を侵入させ幕府を威嚇し続けた。いっぽう江戸は、「都下二百年来これなき大騒動」⁽⁷⁰⁾ という大混乱に陥った。そしてまもなく、「武具商売・米屋などの外は皆々商売を休み、武家は一々門の出入り難しく」「日本橋辺を通行するに、荷を負う者一人もこれなく、魚舟一双もなく、武士一人にも逢わず、両側とも皆々商売休みおり申し、四日市へも塩魚・米荷の舟来ず、煮壳屋台店など一軒もこれなし」というほどの閉塞した状況を引き起こした。

こうした事態を無視できなくなった幕府は、役人らに総登城を命じて意見を求めた。しかし名

案はでなかった。そこで阿部が下した結論は、このさい国書を受け取り一日も早く退去させ、その後多くの意見を聞き、国としての方針を決定し再来に備えよう、というものであった。つまりは、来航予告に対する無策が、一方的な圧力に屈する結果を招いたのだった。

おわりに——老中首座阿部正弘の立場について——

では最後に、どうして幕府はなにもせずペリーの来航を待ってしまったのか、という疑問について、阿部正弘の海防政策の推移をたどりながらみておこう⁽⁷⁾。

阿部正弘が老中首座に就任したのは若干27歳であった。それは天保の改革の立役者水野忠邦の失脚、土井利位政権の成立、水野の復活と退陣、という幕政の混乱後に、どの老中よりも先任である、という理由だけで首座についた。だから首座就任に明確な政治的野心をもって登場したのではなかった。そのため阿部は衆議を優先する政治姿勢をとった。こうして若い阿部が依拠したのは、幕府にあって行政経験豊かな勘定所系の吏僚たちであった。それは、天保の改革で江戸南町奉行を失脚した筒井政憲の西の丸留守居役への抜擢や、能吏川路聖謨を相談相手したことなどによくあらわれているが、結果として幕府吏僚層の発言権を急速に高めることになったのである。

しかもそのころ幕府は、天保の改革前夜の三方領知替の失敗、上知令の撤回、さらに江戸城本丸再建費用割り当ての挫折など、次々と大名らの異議によって幕府の権威にかかる政策の変更を余儀なくされ、かつての威力を失墜しつつあった。そのため正弘は、海防を奨励するだけでなく、懐柔のため、諸藩への便宜供与や負担増の抑制、そして救済、家格の引き上げなどの気配りもみせなければならなかった。

正弘の外交方針は、1845（弘化2）年のオランダ国王からの開国・通商の勧めに対する拒絶の姿勢に見られるように、これまでの政策を踏襲するものであった。それゆえ、翌年琉球へのフランス・イギリス船の来航（セシユ事件・ベッテルハイム事件）や、前述したアメリカ海軍ピットルの來訪後に阿部がとろうとした対外方針は、海防策の強化と異国船打払令への回帰、琉球防衛のための大艦建造であり、海防警告を幕府に出した朝廷への報告であった。

しかしそれは、諮問された海防掛や勘定所役人たちの現実感覚からすると負担増としか写らなかったので、江戸湾防備の強化以外は実現しなかった。だが阿部は、再度異国船打払令の復活を海防掛に諮問し一蹴された。そして1849（嘉永2）年、イギリス船マリーナ号の江戸湾侵入後、三度目の提案をするほど打払令の復活に執心した。もっとも答申を求められた筒井をはじめ、昌平坂学問所の面々、三奉行、大・小目付、長崎・浦賀奉行、江戸湾防備の四大名らに反対されて断念せざるをえなかった。

次いで阿部が打ち出したのが、諸大名に対する大砲鑄造や調練の奨励であった。しかし極度の財政難に直面していた幕府股肱の譜代大名らは、海防の必要を痛感しつつも、すんで國政の一端を担う意欲を喪失していた。そこで阿部が最後の頼みとしたのは御三家だった。なかでも幕臣たちに不評な異国船打払令復活に積極的な水戸藩主徳川斉昭に接近し、斉昭の政界復帰の道を開

いた。こうして阿部は齊昭を通して、薩摩藩世子島津齊彬（のちに藩主）、佐賀藩主鍋島齊正など、御三家と外様の有志大名の衆議による政治へと大きく転換していったのだった。

この間阿部は、1846（弘化3）年4月、フランスのインド支那艦隊司令官セシユの琉球来航における通商要求に対し、「琉球ヨリ事変ヲ惹起シ日本ノ国難ヲ招クニ至リテハ」一大事なので、「外國貿易ハ清和蘭ノ外國典制禁タリトイヘトモ、尋常ノ理解以テ之ヲ拒絶スペキニアラス、故ニ纏カニ交易ヲ允シ、琉球限リニ之ニ当ラシメ、内地ニ渡海ノ道ヲ絶ツノ外策ナケン」という齊興・齊彬父子の使者調所笑左衛門の建言を受け入れて

乍併琉球國之儀ハ其方領分トハ乍申、國地同様ニハ難取扱段ハ無余儀相聞、既ニ此度之一条モ其方存寄一杯ニ可取計旨被仰出モ有之儀ニ付、寛猛之処置、其時宜ニ応シ後患無之様思慮之上取計可被申候事、

と、琉球を薩摩藩の「寛猛の処置」にまかし、相次ぐ開国要求の防波堤にする立場をとるに至っていたのだった⁽⁷²⁾。

以上、これまで見てきたような幕臣と有志大名のはざまにあって、揺れに揺れていた阿部の海防政策の経緯のなかにペリー来航の予告を置くと、とてもまともに対応策を検討・指示できる立場になかったことが分かるだろう。

しかし旧幕臣の、福地源一郎や勝海舟、そして直接外交にかかわった田辺太一たちが、あのときオランダからの来航予告にまともに対応しておれば、と悔やんだのは、これまでみてきたような一年間では到底無理な海防対策に対してではなかった。それはオランダ東インド総督が派遣した新商館長クルチウスが、「北亞墨利加州共和政治日本國と交易之志願是非相遂度様子に有之、此存念相止不申」という観点から一日も早い検討を要請した日蘭通商条約案を、一顧だにせずクルチウスからの説明すら聞かなかったことであろう。すでに紹介したように田保橋潔の分析によれば、通詞らによる翻訳文には、最惠国待遇条項など原文にあるきわめて重要な条項が意図的に落とされているという⁽⁷³⁾。しかしそれでもせめて、「御法を犯候外国人は、其國之支配に而仕置加致事」など治外法権に関する規定などが盛り込まれていた通商条約案を「警省、考察」し、「適宜の処置を講ずる」時間をもちながら、「疑猜と怯懦のために、あたら光陰をいたずらに過ごし」たことが、田辺らにはたまらなかったにちがいない。そうすると、オランダ国王の国書の処理（「弘化度申諭」）にみられるような、海防にのみ力点をおき、琉球で貿易を肩がわりさせようとしてきた正弘らの外交姿勢に、そもそも問題があったことになるだろう。

阿部が本格的な外交政策を展開するため、対応策を諸大名から幕臣にまで求め、さらに思い切った人事刷新に着手したのは、ペリーが浦賀を去ってからであった。その頃長崎のオランダ商館長から新しい「別段風説書」が阿部の手元に届いた。「嘉永六丑年別段風説書」である。ここにはアメリカに関する詳細な情報とともに、ペリーの率いる艦隊の戦力が記述されていた。またこの時クルチウスは、アメリカ合衆国政府がペリー派遣を決定するにいたる過程を紹介した「レキソンヤッパン」も幕府に示したものと思われる⁽⁷⁴⁾。これは当時のアメリカの国情やペリーの人物像を詳細に知ることができる驚くべき内容のレポートであった。その点で翌1854（嘉永7、安政

元) 年正月のペリー再来航の場合の、幕府のアメリカに関する知識は、初来航時とは大きく異なっていたのだった。

[注]

- (1) 『新詳説日本史』, 223 頁, 1990 年刊。
- (2) 本書は、『国民之友』掲載後, 1892(明治 25) 年民友社から刊行。現在、続日本史籍会叢書(東京大学出版会), 平凡社東洋文庫に再録されている。引用部分は、東洋文庫版, 14~15 頁。
- (3) 「柳營補任」三(『大日本近世史料』)の長崎奉行の項(112 頁)参照。
- (4) 本書は現在、続日本史籍会叢書に再録されている。引用部分は、『三十年史』一, 68 頁。
- (5) 本書は現在、『勝海舟全集』(講談社)第1巻に再録されている。引用部分は、52 頁。
- (6) 本書は現在、新人物往来社から全巻再刊されている。引用部分は、博文館版、第十編, 82~89 頁。
- (7) 本書は現在、続日本史籍会叢書及び、平凡社東洋文庫に再録されている。引用部分は東洋文庫版 8~9 頁。
- (8) 本書は現在、第一書房から全巻再刊されている。関係史料は、『集成』第2巻, 327~344 頁に収録されている。
- (9) 本書は、1988(昭和 63) 年、雄松堂出版刊行。関連記事は、『統通信全覧』類輯之部三八, 15~30 頁の部分がそれに該当する。
- (10) 本書は現在、講談社学術文庫に再録されている。関連記述は、民友社版、第30巻, 451~455 頁。
- (11) 本書における関連記述は、第3巻 125~137 頁。
- (12) 本書は現在、原書房から再刊されている。関連記述は、406~489 頁。
- (13) 遠山の『明治維新』は、1951(昭和 26) 年刊、岩波全書。また井上の「日本現代史」1も、1951(昭和 26) 年刊、東京大学出版会。
- (14) 比較的早い時期の講座である、1951(昭和 26) 年刊の『日本歴史講座』(河出書房)第5巻、近代編(1)の「概説」(執筆、遠山茂樹)には、「二、外圧と抵抗」の項で「五二年(嘉永五年)オランダ商館長クルチュウスは、明年アメリカが開国を要求をもって来朝する旨を報じてきた。だからペリーの来航は、幕府首脳にはあらかじめ予知されたことであった。それにもかかわらず、五三年六月(太陽暦七月)浦賀湾頭に四隻の黒船が出現したとき、幕閣は狼狽の極に達した。」と説明されているが、以後の通史・概説類もほぼ同様な記述であり、これ以上詳しく述べられているものは、中央公論社版『日本の歴史』19、「開国と攘夷」(小西四郎)、講談社版『日本歴史全集』13、「開国前後」(沼田次郎)などを除いてほとんどないが、これとて田保橋の分析を越えるものではない。
- (15) 1958(昭和 33) 刊行の歴史学研究会編『明治維新史講座』(平凡社)2巻、「天保期~嘉永期・下」において阿部正弘政権について触れているのは、総論「天保~開港直前」、同3巻「ペリー来航~幕府の倒壊」総論「開国~大政奉還」の遠山茂樹の部分だけであることからも、この間の研究の重心がどこにおかれていたかが分かるだろう。
- (16) 『講座日本近世史』(有斐閣)開国、55~114 頁、1985 年刊。
- (17) 校倉書房、1987 年刊。
- (18) 『日本外交の危機認識』(年報・近代日本研究 7, 山川出版社)、1~40 頁、1985 年刊。
- (19) 高文堂出版社、1988 年刊。
- (20) 岩波新書、1988 年刊。
- (21) 『日米関係史研究』(学習院大学学術研究叢書 14), 1986 年。
- (22) ペリカン社、1988 刊。第一部「開国への道」、第1章「ペリー来航予告をめぐる考察」がこれにあたる。
- (23) 『史友』第21号、17~29 頁、1989 年。

- (24) 本史料は、「開国起源」(『勝海舟全集』1, 37 頁) 所収。この他に、『幕末外交史料集成』第2巻、『大日本維新史料』類纂之部、「井伊家史料」2 (東京大学出版会), 『島津斉彬文書』下巻1 (吉川弘文館), 岩下哲典「尾張藩主徳川慶勝自筆写本『阿蘭陀機密風説書』の研究」(『金鯱叢書』4輯), 芳即正「島津斉彬の海外情報」(『鹿児島県史料 斎彬公史料』月報2), 「嘉永五子咬囁吧都督筆記新甲比丹持越差上和解并風説書」(『資治雜笈』, 蓬左文庫蔵), 『川越藩嘉永五年相州拾壹番「記録」』(前橋市立図書館蔵) などに収録されている。なお全文ではないが、板沢武雄『日蘭交渉史の研究』(吉川弘文館), 安岡昭男「和蘭別段風説書とその内容」(『法政大学文学部紀要』第16号) にも収録されている。
- なお、嘉永5年「別段風説書」の全文は、神奈川県立博物館蔵阿部家文書のなかに収録されている。しかしこれは「司天台譯」となっており、「崎陽譯」といわれるオランダ通訳とはかなり異なっている。もし幕閣が「司天台譯」によったとすれば、異なる判断をしたとも考えられる。
- (25) 『幕末外交史料集成』第2巻、修好門、「米使ペルリ初テ渡来以前荷蘭国ヨリ忠告一件」(327～344頁)
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 田保橋潔『増訂近代日本外交関係史』第15章「合衆国使節派遣に関する日蘭交渉」参照 (450～473頁)。
- (29) 同上。
- (30) この点については、『大日本古文書』「幕末外国関係文書之一」15, 嘉永5年6月「浦賀奉行支配組頭香山栄左衛門上申書 老中へ」(18～52頁)。
- (31) 注(28)と同じ。
- (32) 注(30)と同じ。
- (33) 同上。
- (34) 『神奈川県史』通史編3, 近世(2), 第6章海防と開国, 第1節海上警備の強化, を参照。(1016～1018頁)。
- (35) 注(25)と同じ。
- (36) 同上。なお、欠字部分は、岩下哲典「尾張藩主徳川慶勝自筆写本『阿蘭陀機密風説書』の研究」(『金鯱叢書』14輯, 233～283頁)。所収の同史料で補った。
- (37) 『ペルリ提督日本遠征記』(岩波文庫本第4巻, 土屋喬雄ほか訳, 140頁)。このほか片桐一男「蘭船の長崎入港手続と阿蘭陀風説書」(『長崎市立博物館々報』7号を参照)
- (38) 安岡昭男「和蘭別段風説書とその内容」(『法政大学文学部紀要』16号, 101～127頁)。このほか片桐一男「蘭船の長崎入港手続と阿蘭陀風説書」(『長崎市立博物館々報』7号を参照)
- (39) 早稲田大学図書館蔵 マイクロフィルム。
- (40) 『大日本古文書』「幕末外国関係文書之一」16, 嘉永5年6月「浦賀奉行支配組頭与力等よりの聞書, 米艦浦賀渡来一件」(53～75頁)。
- (41) 同上。
- (42) 『島津斉彬文書』下巻一, 136, 嘉永5年11月2日, 島津久光への書簡 (382～383頁)。
- (43) 注(28)と同じ。
- (44) 注(40)と同じ。
- (45) この点について、田保橋潔が「阿部伊勢守が此事を水戸中納言斉昭に隠蔽した事は、特に注意を要するところである」(前掲書, 471頁)と注目していることを特記しておこう。
- (46) 『大日本維新史料』類纂之部、「井伊家史料」2, 235 老中廻達書溜間席諸侯宛 (502～504頁)
- (47) 注(39)と同じ。
- (48) 芳即正「島津斉彬の海外情報源」(『鹿児島県史料 斎彬公史料』月報2, 5頁)。

- (49) 注⁴⁸に同じ。なおこの内通者は、注⁵⁰の史料から、オランダ通詞岩瀬弥七郎と品川藤兵衛と考えられる。
- (50) 注⁴²、嘉永5年11月28日138、阿部正弘への書簡、[参考二]（389～393頁）。
- (51) 注⁴²、137、嘉永5年11月2日、島津久寶への書簡（384～388頁）。
- (52) 岩下哲典「ペリー来航直前における黒田斎溥の対外建白書『阿風説』の基礎的研究」（『洋学史研究』第5号、32～58頁）参照。
- (53) 『松平春嶽全集』第1巻、281頁。
- (54) 齊昭の立場については『水戸藩史料』別記下、（吉川弘文館）673～683頁。なお斎溥の建言については、注⁵²参照。
- (55) この件については、斎溥自身が、「私江和蘭風説書御内達有之候間、不差置愚存之趣申上候得共、何たる御備も無之、是迄と不相替、とても異船不參儀との御評議ニも可有之哉、其節ヲ予御用意候ハゝ、如此節御騒動ニは至間敷、外国江之響無此上残念至極奉存候」と来航後の意見書のなかで述べている。（注⁴⁰、285、嘉永6年7月17日、筑前国福岡城主松平美濃守斎溥上書「幕府へ 米国国書に就て」566～578頁）。
- (56) 注⁵⁰に同じ。高橋恭一『浦賀奉行史』（名著出版）804～805頁参照。
- (57) 『川越藩嘉永五年相州拾壹番「記録」』、嘉永5年10月29日の項（前橋市立図書館蔵）。
- (58) 注⁵⁰と同じ。
- (59) 注⁴⁰と同じ。
- (60) 注⁵⁰と同じ。
- (61) 注⁴²、144、嘉永6年2月2日、島津久寶への書翰（430～434頁）。
- (62) 注⁵⁰と同じ。
- (63) 『川越藩嘉永六年相州拾式番「記録」』、1月28日の項。なお『前橋市史』第2巻、『川越市史』第3巻に、この件についての記述がある。
- (64) 注⁴⁶井伊家史料3、16、嘉永6年3月1日、三浦十左衛門安庸上書 井伊直弼宛（25～31頁）。
- (65) 注⁴²、146、4月4日、島津久寶への書翰、449頁。もっとも薩摩藩は、嘉永6年5月29日、藩主斎彬が就封の途次、江戸家老に対して、6月初旬ペリー来航を知らせ、警備の強化を命じている（『維新史料綱要』巻1、415～416頁）。
- (66) 宮地正人編『幕末維新風雲通信』（東京大学出版会）に収録されている。なお、この川柳を裏付ける史料としては、注⁴⁰の幕府小普請組井上三郎右衛門が老中（？）への上書の中で「一、當時武器は下谷御成道辺に数多有之候所、此度は大方壳切申候由ニ御座候、平日代金十両程も仕候具足は、代金七八十両位ニ相成、破レ具足ニ而漸三四両も仕候品も、二拾両三拾両位ニ壳候由、乍併陪臣之者多く買取候趣ニ而、御旗本には未タ着料之具足用意不仕者も有之哉ニ御差候」（『幕末外国関係文書之一』257「米船の処置に就て」、457頁）とあることからもうかがえる。
- (67) 注⁵⁰と同じ。
- (68) 同上。
- (69) 注⁵⁷、第2巻、205頁。
- (70) 注⁶⁶と同じ。
- (71) この記述については、守屋嘉美・藤田覚・三谷博、浜屋雅軌らの「前掲書」注^{10～19}による。
- (72) 『懐旧紀事 阿部正弘事蹟』451頁。
- (73) 注⁵²と同じ。
- (74) 『勝海舟全集』第1巻所収の井上勲の「解題」によれば、J. H. Levyssohn Bladen over Japan 1852 の第3章前半部分の翻訳である。